

第4編

1976（昭和51）年の酒田大火 —総合的把握—

第1章 大火の経過

1 酒田大火と気象

大火の時間経過 1976(昭和51)年10月28日、低気圧が日本海上で発達しながら北東に進み、29日に西高東低の気圧配置となって東北から山陰まで、終日、西よりの強風が吹き荒れた。東北、北陸の日本海側は所々でヒョウやアラレを伴って、断続的に雨が続いた。29日午後5時40分、酒田市繁华街の南西部から出た火が雨中の市街を東に急速に燃え広がった。強風のために走り火や飛び火が頻発して消火活動がままならず、30日早朝に新井田川東岸に消防車が集結して河川敷を防火帯として風上上空に向けて一斉放水することで、ようやく川から東への延焼を止めた。

酒田市から提供された火災域と延焼の時間経過の図(図4-1)によると、火災の大勢は西から東に移っているが、部分的には延焼の向きと速さが変わっている。他の資料や酒田測候所の気象データを合わせて、延焼、局地現象、消火活動を一覧にまとめた(図4-2)。延焼には、建物の構造、分布、市街形状、地形起伏に加えて気象(主に風向、風速)が係わっているように見える。

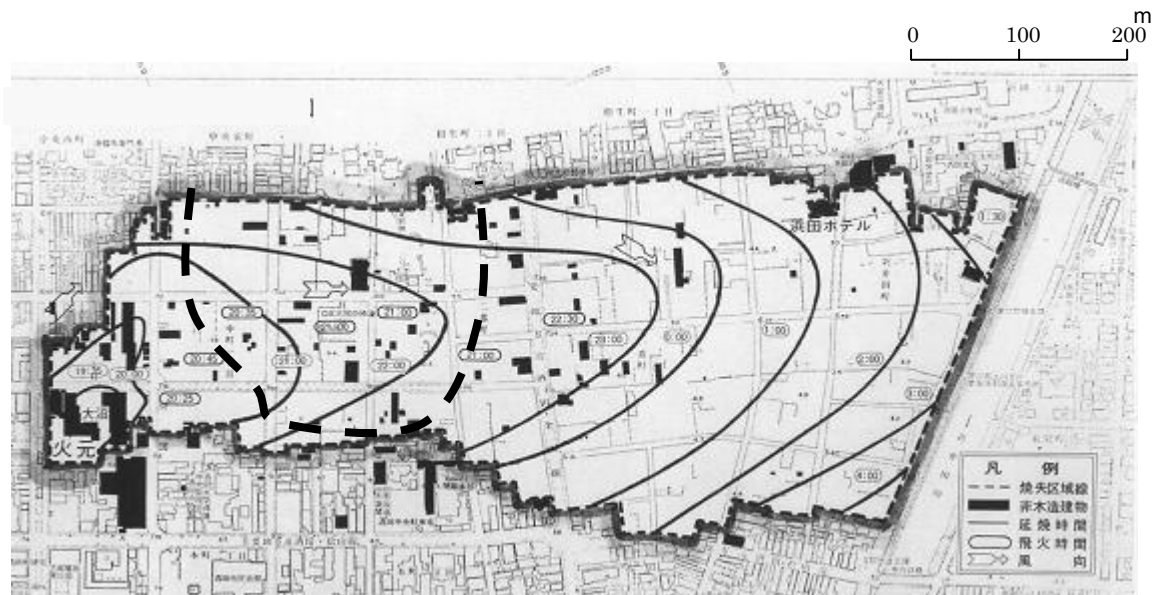


図4-1 酒田大火焼失区域図(酒田市提供資料に加筆)

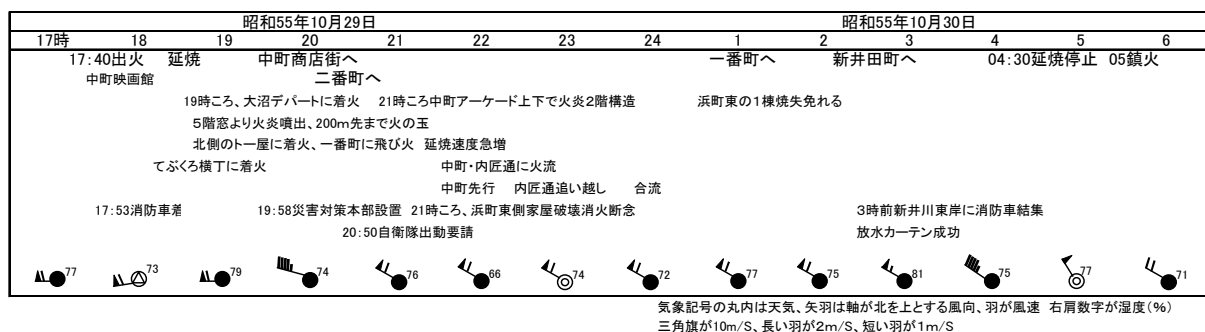


図4 - 2 酒田大火の事象一覧

酒田大火の特徴的事象 一般的に、雨が降り続く時の大火ということが異例である。当時の記録を詳しく見ると、耐火建造物の配置、通りの向きと風向、低い丘陵の効果など、延焼を変動させる事象が注目される。

1) 耐火ビルの配置と延焼

出火後に風が一時的に西南西になったこと、火元が耐火ビルに囲まれていたことから、延焼がビルの間を北に向かい、ビル間に立ち昇った火の粉で北東の繁華街に飛び火した。

2) 耐火ビルの火災

出火50分後、火災の東への広がりを止めていた大沼デパート（地上6階、地下2階建て）に火が入り、6階まで一気に炎上。5階のみ東西両側の窓が破れて吹き抜けとなり、火災・火の粉が遠方に飛んで、中町（なかまち）の先まで点々と着火した。（当初、ビルが延焼を抑えても、強風下で着火すると、広範囲に火を広める。）

3) 風と街路

強風の向きと街路の向きが一致すると、街路を炎が走り、焼けやすい建物に先行して火を着け、火災拡大を早める。（中町と内匠（たくみ）通り）火災の向きと直交する広い街路は、耐火建築が延焼を抑制しても、耐火建築の隙間にある木造家屋に串刺し状に着火し、火災がビル間の収束強風に流されて延焼を早める。

4) アーケードの効果

アーケードのある通りと風向（火災の向き）が一致すると、火災がアーケードの上を高速で走り、通り両側の燃えやすい家屋に先行着火する。アーケードの下の火災は遅れて全家屋に着火させる。（中町アーケード街）

5) 丘陵の影響

市街を南北に縦断する高度差10mほどの緩やかな丘陵（建物で覆われている。図4 - 1の破線で示された範囲）が延焼の向きと直交したとき、風上斜面で延焼が少し遅くなり、全域に着火した。一方、風下斜面が強風となり、火災が這うように走って延焼を早めた。

6) 特定建物の防火効果

駐車場など、かなり広い空間と樹木に囲まれた浜町通り東の1棟だけが孤立して焼け残った。火流はこの建物を避けて二手に分かれ、風下で合流した。降り続く雨が空き地と樹木を濡らし、家屋が炎熱に包まれるのを防いだ。このほか、繁華街北側に並ぶ広い敷地の寺院が北方への延焼を止め、南側に並ぶ耐火構造の公共建造物も火災の拡大を抑止したといえる。

2 火災の進捗と火災防御

火災の進捗 1976（昭和51）年10月29日午後5時40分ごろ、酒田市中町二丁目5番33号に位置していた映画館「グリーンハウス」から出火した。

午後5時50分、酒田地区消防組合消防本部に119番通報が入り、消防署隊が出動するとともに、同51分、酒田市消防団に対しても出動命令が出された。

火災は、西北西からの強風に煽られ、火災防御活動もままならない状況に陥った。

以下、時系列で火災の進捗状況を述べてみる。



写真4 - 1 出火から30分前後の火元グリーンハウス（酒田市提供）

午後 5 時53分、消防車が現場に到着し火災防ぎょに当たったが、火元グリーンハウスからは猛烈な勢いで火煙が吹き出し、強風も相まって放水もままならず、水柱は霧状に拡散し、火は隣接する耐火建築物である「大沼デパート」脇の木造家屋を焼き、市の中心商店街であった中町に飛火した。



写真 4 - 2 火を噴出す大沼デパート（酒田市提供）

午後 6 時30分ごろ、鉄筋コンクリート地下 2 階、地上 6 階の大沼デパートに延焼し、5 階の窓から吐き出す猛烈な炎は、北側の「ト一屋」^{といちや}、「てぶくろ」などの耐火建築物へと燃え移った。



写真 4 - 3 焼け落ちる寸前の火元グリーンハウス（酒田市提供）

午後7時58分、酒田市は災害対策本部を設置するとともに、中町地区の商店街に避難命令が出され、幅の狭い商店街の道路は家財道具を運ぶ市民でごったがえし、さながら第二次世界大戦時の大空襲を思わせた。

火災発生直後は、北東に向かっていた火勢は東に向きを変えたが、この地域は酒田市一番の繁華街で、大沼デパートやてぶくろ、スーパーマルイチ、協同店舗等の耐火建築物があり、約2時間にわたって延焼拡大に寄与したが、木造建築物に囲繞されていたこともあり、防火建築物とはいえ猛烈な火災に抗しきれず、午後8時ごろには、火災は中町アーケードの上から下へと吹き出し、東へと扇状に延焼しはじめるとともに、北側の旧内匠町きゅうたくみちにも延焼を始めた。

午後8時30分、市災害対策本部は自衛隊に対して災害出動を要請した。



写真4 - 4 市役所屋上より午後8時半ごろ中町2丁目付近延焼中の写真（酒田市提供）

午後9時ごろには、旧内匠町に延焼した火災は映画館「中央座」ちゅうおうざに入り、炎と火の粉を吹き出し、旧内匠町通りを東に延焼しはじめた。

午後10時ごろになると、火災は中町通りと旧内匠町通りの二本の道路を強風によって引っ張られ、中町通りが先行して延焼し火勢も強かった。

午後11時ごろ、中町通りと旧内匠町通りを東に向かって進む火災の勢いは逆転した。中町を進行した火災は旧浜町に突き当たり、耐火建築物が多かったことから、一時的に延焼スピードを弱めた。11時15分、市災害対策本部は中央公民館、市立港南小学校こうなんに避難所を開設した。

旧内匠町通りを東へと延焼した火災は、二番町付近の高台にぶつかりその勢いを増して天満宮てんまんぐうや愛宕神社あたごじんじやを駆け上がり、勢いを維持したまま一番町いちばんちょう、新井田町にいだちょうへと駆け下った。また、浜町通りには、耐火建築がくしの歯状に建っていたことも、火災の進行スピードを早める原因となった。

こうして勢いを増した旧内匠町通りの火勢は、弱まっていた中町通りの火勢を引っ張るような形になり東方向へと合流した。

午前0時ごろ、中町、旧匠町通りを進行してきた火勢は浜町通り付近で合流し、一番町、新井田町へと進んだ。この時点における焼失家屋は380棟余りであった。更に中町通りの火勢の大部分は旧浜町から左に折れ、旧寺町方向に引っ張られていくが、一部は右に折れ、旧内町方向に進んだ。その勢いは非常に弱く、ごくゆっくりとしたスピードで燃え移っていった。また、このころから、火の玉、火の粉は新井田川を越え東栄町、若浜町、緑町方面に飛散するようになった。

午前1時ごろ、火災は一番町、新井田町に延焼し始め、旧匠町通りを直進してきた火勢の一部は新井田町北側で新井田川河畔に達した。一方、旧内町方向に延びた火勢は弱いながらも延焼し、さらなる延焼を食い止めるため破壊消防が行われた。

午前2時ごろ、火勢は新井田川に到達し、一番町、新井田町は火の海となり、既に焼失家屋は700棟を超えていた。また、このころから、新井田川対岸の東栄町などでは、飛火による被害が発生し、屋根の一部やテレビのアンテナ、段ボールなどが焼損したが、自衛隊や住民の消火活動により火災までは至らなかった。

午前3時ごろ、火元周辺の火勢は衰え、降雨が強まった影響で一番町、新井田町の火勢も衰え始めたものの各所からまだ炎を吹き上げていた。また、消防団を中心とする消火隊は対岸東栄町の新井田川堤防上で直上放水により飛火の防ぎょ活動を開始した。

午前4時ごろ、ようやく強風も収まり始め、幅50mの新井田川で延焼を阻止することが現実となったが、消火作業は続いていた。しかし、雨が更に強く降り始め、火勢は極端に衰え、午前4時50分、佐藤消防署長が相馬酒田市長に対し鎮火を報告した。

午前5時、鎮圧を宣言し、12時間にわたる炎との戦いは終了した。

火災防御活動

1) 消防署隊の初期活動

午後5時50分、消防本部に対し、中町「グリーンハウス」から出火の通報が入った。消防署第3号車隊が現場に急行し、グリーンハウス前旧柳小路（江戸時代につくられた幅員18mの防火帯）東側道路の火点脇に停車し、消火活動の準備に入った。その段階では、火点建物東側に位置する換気装置から火炎が立ち昇っていたが、映画館内には照明も点灯し、煙が漂っている程度であった。第3号車隊は、車載タンクを水利にし、第1線ホースを2本延長し、正面通路より館内に入り火災防ぎょ活動に入ったが、またたく間に濃い煙が充満し、屋内での消火活動が不可能となったことから、隣接する建物への延焼を阻止するため、館内から撤収し、火点南側に移動して延焼防止活動を行った。

消防署第10号車隊、救助工作車隊は、第3号車隊に続いて出勤し、第3号車隊の後方に付け、第2線ホースの延長作業にあたった。消防署第2号車隊は300mm消火栓を水利として第1線ホースを6本延長し、火点南東側のボイラー室付近に進入して注水にあたった。また、第2線ホー

スを6本延長し、第3号車に補水するとともに、第3号車隊は第3線ホースを3本延長して火点南側における延焼阻止にあたった。

西分署第7号車隊は、旧柳小路西側の火点前道路に位置し、車載タンクを水利として第1線ホースを2本延長し、火点北側の延焼阻止にあたったが、火面が拡大して自隊に危険が迫ったことから後退を余儀なくされ、30mほど後退して中町通り側から北側街区への延焼阻止に努めた。また、消防署第8号車隊も旧柳小路にあった第1号貯水槽（45トン）を水利としてホース4本を延長し、火点南側建物の屋根に登り、同方向への延焼阻止に努めた。消防署5号車隊も150mm消火栓を水利としてホース6本を延長し、火点東側から進入して消火活動を行うとともに、更に3本を延長して火点北東部の屋根上からも放水を行った。同時に西分署1号車隊も40トン貯水槽を水利として火点建物の南側屋根上から放水を行った。

消防署22号車隊、放水砲車隊は火点東側に位置し、自動車ポンプ3台から受水して消火活動を行ったが、放水量の増加にともなって水圧が低下し、その上、水量不足とかさなって効果は無く、消火活動を中止した。その後、消防団隊のポンプ車1台、小型動力ポンプ隊5隊も到着し、貯水槽、消火栓を水利として火点建物を包囲して注水防ぎょを行ったが、午後6時過ぎには火災が火点建物の外に噴出し、火勢も強まって風下側建物への延焼が始まっていた。

2) その後の活動

午後6時30分ごろ、グリーンハウスを焼き尽くした火災は風下側に密集する木造家屋に延焼し始め、火の勢いは折からの暴風に煽られて北側の街区へ延焼する恐れが出てきた。そのため、一部の消防隊を幅員10mほどの中町通りへ移動させるとともに、後続隊も同様に進入させて延焼の阻止に努めるが、短時間で街区中央付近への飛火による延焼が始まり、二つの街区にまたがる拡大火災となった。

午後7時30分ごろ、中町通り北側街区の南北方向及び中央部並びに旧国道7号であった幅員8mの中央通りで延焼を阻止するべく出動消防署隊が包囲消火活動を試みたが、強風と火の粉に阻まれ各隊の放水射程が減少する中、飛火が大きな塊となって隊員の頭上を飛び越え、次々と新しい出火点をつくり出しそこから更に火災の拡大が始まった。

道路上で消火活動を行っていた消防隊員にも火災が迫り、ついに放水位置の変更を余儀なくされる状況となった。このような状況は、火点から東側二本目にある^{した}下の山通り^{やま}が火勢によって突破される午後9時ごろまで続けられたが、強風による火勢に押され、南北線での延焼阻止活動は不可能であるとの判断に至った。その後の防ぎょ体制は風横からの挟み撃ちに変更し、火勢の本流から両側方に拡大しようとする延焼を食い止めるべく消防隊をコントロールした。しかし、北側地域の消防水利の不足と長時間にわたる消火活動による消防隊員の疲労、度重なる防ぎょ位置の変更に伴う消火ホースの不足、広範囲にわたる多数の消防隊に対する命令伝達の困難など悪条件がかさなり、火災防ぎょの効率が低下しはじめ、思うように延焼区域の幅を狭めることができなくなった。

午後11時ごろ、注水防ぎょに加え、大型重機による破壊消防を採用することを決定し、市内の建設業者に協力要請を行い、午前0時ごろから2時ごろにかけて火勢の南側内町通りにおい

て数か所の家屋破壊を行い火勢の鎮圧にあたった。そして、火勢の延焼を新井田川^{にいだがわ}で絶対阻止するべく、大量の消防隊を南北両風横方面に進入させ、延焼を阻止するとともに、新井田川対岸^{とうえいちよう}東栄町の堤防上において、消防隊、消防団隊をフル動員し、直上放水による水幕を作り、飛来する火の粉を消火した。一方、その後方東栄町、若浜町一帯に消防隊と地域住民による飛火警戒体制を整え、新しい出火を食い止めながら火勢が衰えるのを待ち、ようやく午前5時に鎮火した。

3) 消防団の活動

消防団隊は、飛島第5分団を除く自動車ポンプ14台、可搬ポンプ105台、団員1,747名が出動し、第1、第2、第3、第6、第7、第12、第14分団は、グリーンハウス付近及び中町通り周辺の火災防ぎょを行ったが、延焼を阻止できず、署隊とともに、下の山通り及び火勢南側での延焼阻止活動に従事し、最終的には、新井田川左岸堤防上で直上放水作業を実施した。第8、第9、第11分団は消防署隊及び消防団隊に対して、新井田川から中継送水を行い、その後、署隊とともに移動し、新井田川左岸及び東栄町地内で直上放水作業を実施した。第4、第5、第13分団は中町通り北側での延焼防ぎょにあたりながら、一番町、新井田町に移動したが、新井田川左岸で直上放水を実施した。

消防団隊は人数的にも多く、その機動力を生かしてぎりぎりまで延焼阻止活動を行った。その結果、火勢に押され移動する際に消火ホースが撤収できなくなるといったケースが見られ、ホースの不足に悩まされたが、もてる志気を発揮し最後まで火災に立ち向かった。また、火勢に煽られ移動する際に転倒したり有害煙によって目を痛めたりした団員が多く、鎮火後に市役所内に設けられた臨時救護所や市内の眼科医院で手当を受けた団員は相当数にのぼった。このことから、消防団員が消防署隊と同様に大活躍したことがうかがえる。

4) 広域応援活動

火災発生後、大火の様相を呈してきた段階で、酒田地区消防組合では、鶴岡市消防事務組合や隣接町消防団に対し応援出動要請を行った。

午後9時ごろまでには、遊佐^{ゆざ}、八幡^{やわた}、余目^{あまるめ}、平田^{ひらた}の各消防団隊が到着するとともに、鶴岡^{つるおか}地区消防事務組合の消防署隊も到着し、酒田地区消防組合本部の指示のもと消火活動にあたった。

その後、三川^{みかわ}、藤島^{ふじしま}、櫛引^{くしびき}、羽黒^{はぐろ}、温海^{あつみ}、朝日^{あさひ}の各消防団隊も加わるとともに、午前0時12分、山形県消防防災課は県内陸地域の^{しんじょう}新庄、^{おばなざわ}尾花沢、^{むらやま}村山、^{ひがしね}東根、^{てんどう}天童、^{やまがた}山形、^{にしむらやま}西村山、^{かみのやま}上山、^{よねざわ}米沢の各消防本部に出動要請を行い、午前3時前には各消防本部から消防車が到着した。さらに、火災規模の拡大に伴い、午前2時20分、山形県消防防災課は秋田県に対し消防車両の緊急出動を要請し、仁賀保^{にかほ}（現にかほ市）、本荘^{ほんじょう}（現由利本荘市）、矢島^{やしま}（現由利本荘市）、秋田の各消防署隊が駆けつけたが、鎮火直前や鎮火後に到着したため消火活動までは行われなかった。

こうして、合計86台にもものぼる消防車両や消防ポンプが応援に駆けつけたが、消火栓を開閉するバルブスパナの形状が各自治体で異なることから、未使用の消火栓があっても使用できないという思わぬトラブルの発生もあったものの、他地域から駆けつけた消防署隊や消防団隊を見た市民にとっては心強い応援となった。

3 酒田大火の知見と今後の課題

強風下の火災では耐火建築、街路構造などが延焼と深く関係することが明らかで、今後の都市計画や防火対策の参考となる。

- 1) 耐火ビルが延焼を止めたり、延焼の向きを変えたりすることは明白であるが、ビルが周辺を密集した木造家屋で囲まれていると、強風時にビルに接近して消火できなくなり、火災が当たる面で耐火構造の限界を超える。いったんビルに火が入ると、すぐに全階に火が回り、吹き抜けとなった階から外に火炎、火粉を飛ばして風下広域に延焼させる。周辺に可燃建築の多いビルは周辺の家屋密度、距離を考慮して、設計段階から入り口や窓の向き、構造に配慮し、防火シャッター、外壁スプリンクラーなど、特別の設備を備える必要がある。

- 2) 街路は主風向と万一の火災を想定して、防火構造とし、消火機能を備えておくのがよい。これまで、アーケードと火災の関係を指摘した報告が検出されなかったが、酒田で初めて風向と一致したアーケードが火災の挙動を変えると報告された。酒田では強風の方向がほとんど西よりで、中町と内匠町がこの向きに並び、火災が走る道となった。

今後はアーケードの素材と構造を見直し、アーケードを積極的に防火に使う方策を考えるとよい。また、これらの構造は気象環境の改善に利用することもできる。例えば、アーケードの西端や途中の交差部分に防火用不燃網とスプリンクラーを稼働できるようにしておき、風上から火災が接近してきたら、通りの入り口や一定区画の風上側を網で遮断し、網に散水することで火炎の進入を止めたり、状況に応じてアーケード上部の配水管から両側家屋の必要な範囲に散水するなど、各所にぬれた樹木の機能を持たせる。アーケード入り口は網を二重にして、縦の切れ目をずらしておけば、風を弱め、火炎や火の粉を遮るが、人の通行は妨げない。夏の炎天時には街路やアーケード天蓋に散水して街路を快適にし、冬の風雪時には入り口の網を使って雪の流入を防ぐことで街路内の積雪を減らし、さら地下水や温水の散布で融雪を促すなどにも使える。

- 3) 丘陵効果：これまで、数十～数百m以上の丘陵斜面で火災が起こると、平坦地と様相が異なると報告されているが、酒田では地図や写真でわからない程度の緩やかな低い丘陵が火災に大きく影響したことが注目される。従来例では、風上斜面で火災が激しくなり、斜面全域に延焼すると、丘陵上で対流が発達して、風下斜面が逆風あるいは弱風となるのが普通であり、数値計算でもそのように表現された。火災の風下で風上を上回る同じ向きの強風が吹くには、火炎の背後に強い下降気流が生じるか、横から背後に迂回する強い水平風が起きるはずである。酒田の報告に丘陵上に高く火炎が立ち上ったという記述があるが、強い渦流や火災旋風の記述は見当たらない。悪天の夜間で上空が見えなかったためかもしれない。

丘陵から1.5kmほど、火災域の東端から数百mの風下に位置する測候所のデータでは、延焼の間ほとんど変わらない。西北西の強風が吹いていて、丘陵両側の風の差や延焼速度の変化は識別できない。これは丘陵付近の風や延焼速度の変化が広域に移動する気象現象でなく、火災丘陵に発生した局地現象であることを示唆する。細長いゆるやかな丘陵に強風が直交して吹くときの火災を表現する数値モデルを新たに開発し、広域一般風、地形データ、家屋密度、燃焼発熱を与えて、酒田のような現象がどのような条件で発生するか、数値計算によって検討する必要がある。

【第4編第1章参考文献】

酒田市、1977：「焦土に立つ」（酒田大火記録と復興の歩みより）

「酒田大火」（酒田市ホームページ収録）

第2章 被害の実態と市民生活

1 被害の状況

10月29日午後5時40分の出火から約12時間余りにわたって燃え続けた火災は、30日午前5時に鎮火したが、この火災における被害は、死者1名、重傷者10名、軽傷者993名、住居の全壊967棟、半壊7棟、非住家の被害800棟で、焼損棟数は1,774棟となり、戦後5番目の規模となった。また、焼損面積は15.2haで戦後8番目、焼失区域では22.5haとなり、酒田市にとってまさに未曾有の被害となった。

被害の詳細については、災害確定報告書（資料1）及び被害額調書（資料2）の記録が最終の被害の状況である。



写真4 - 5 10月30日二番町より写した中町2丁目地内（酒田市提供）

[illegible]

資料2 被害額調書（酒田市、1978）107～109頁より抜粋）

昭和51年11月7日現在

区分	積 算 内 訳							
建	区 分	木 造		非 木 造		計		再 建 築 費 (推 定)
		棟 数	床 面 積	棟 数	床 面 積	棟 数	床 面 積	
	専 用 住 宅	473	41,546.84	8	846.51	481	42,393.35	4,500,000千円
	併 用 住 宅	432	59,434.73	23	4,487.77	455	63,922.50	6,900,000千円
	店 舗	22	5,223.32	19	14,791.17	41	20,014.49	3,100,000千円
	そ の 他	746	24,619.55	11	1,155.66	757	25,775.21	2,700,000千円
	小 計	1,673	130,824.44	61	21,281.11	1,734	152,105.55	17,200,000千円
物	51年度建築中	(木 造)専住35、併住2、店1 計38棟 3,219㎡ (非木造)併住1、店1 計2棟 1,164㎡ 計 40棟 4,383㎡ 700,000千円						700,000千円
	償 却 資 産	34件 取得価格 800,000千円						800,000千円
収 容 物 ・ 動 産	耐久消費財	時価価格 法人 158件 ×10,000千円 = 1,580,000千円 個人 950世帯 × 1,000千円 = 950,000千円 再 建 費						11,400,000千円
	日 用 品 (家庭用品等)	法人 158件 ×47,800千円 = 7,552,400千円 個人 950世帯 × 4,050千円 = 3,847,600千円						
	計							20,900,000千円
そ の 他 ・ 構 築 物	電 力 施 設	高圧柱110本、定圧柱30本、柱上変圧器120台 高圧線14,000m、定圧線10,000m、引込線1,400口、区分開閉器20台						70,000千円
	交通安全施設	信号機8機 32,000千円(ケーブル線含む) 道路標識 3,400千円(横断歩道等の道路標示) 標識 254本 4,600千円						40,000千円
	都市ガス施設	ガスメーター 752ヶ 5,720千円 本主管 550m/100mm、420m/75mm、1,940m/50mm 14,800千円 供給管 7801件 9,480千円						30,000千円
	プロパンガス	プロパンガス罹災世帯 300世帯						10,000千円
	電信電話施設	電話柱 400本、ケーブル 13,000m、電話機器 1,200個						100,000千円
	商店街共有物	アーケード(中町・大工町・桶屋町・鍛冶町・浜町東興会)L=650m アーチ1カ所(中町)						100,000千円
	公 共 施 設	市道 119,200千円(舗装補修16,000㎡、側溝全壊3,000m、歩道平板 ブロック1,900㎡、ガードフェンス300m、道路標識25基) 県道 30,200千円(舗装補修13,425㎡、側溝蓋全壊1,720枚、照明灯9基、 道路標識19基) 上水道 300,000千円 浜田保育園 100,600千円						550,000千円
	計							9900,00千円
	合 計							40,500,000千円

2 火災後の対応と市民生活

避難所の開設状況 10月29日午後7時58分、酒田市災害対策本部は中町通り地域住民に避難勧告を発令したため、酒田市民会館に390人、市役所1階ロビーに120人が避難してきた。その後、火災の進捗にあわせ、一番町、新井田町住民にも避難勧告が出されたため、それに呼応するように避難住民が増え続け、午後8時35分、酒田中央公民館に第1避難所を開設し900人を収容した。また、酒田市立港南小学校に第2避難所を開設し360人を収容した。さらに、住民の一部は避難所に指定されていない山形県立酒田商業高等学校に殺到し、第2避難所への移動を試みたが避難住民の数が多く、やむをえず、商業高等学校を第3避難所に指定し100名を収容した。

30日の火災鎮火後も避難住民が増え、酒田市立第二中学校も避難所に指定し50名を収容するとともに、市立老人ホームだった旧松林荘も避難所に指定し282人を収容。合計7か所の避難所に2,202人を収容した。

炊き出しの状況 炊き出しについては、10月29日から11月4日まで行われ、7,486食が提供されるとともに、乳幼児に対するミルク、離乳食の支給も行われた。

救護所の開設状況 10月29日から11月11日までの間、市役所医務室、中央公民館、港南小学校に市の救護所を設置し、内科系14人、外科系11人、眼科20人を治療した。

また、日本赤十字山形県支部が10月31日まで市役所内収入役室に設置した救護所では、内科系11人、外科系24人、眼科15人を治療するとともに、簡易保険郵便年金福祉事業団が診療車を派遣し11月2日までに治療した患者は、内科系337人、外科系26人、眼科11人となった。

さらに、陸上自衛隊第6師団衛生隊では、11月5日までの間に中町と一番町地内に救護所を設置し、内科系42人、外科系54人、眼科289人と最も多く診療にあたった。

被服・寝具等の支給 10月30日から11月7日までの間に避難者及び罹災者に対して、寝具2,244点、まくら・シーツ69点、肌着類1万1,602点、傘1,023点、日用雑貨1万1,467点を現物支給した。

住宅の応急修理 半焼世帯7世帯のうち、所得状況、被害箇所等を総合的に判断し、対象世帯2戸について、11月7日に着工して22日までに応急修理を終了した。なお、破壊消防で破壊した世帯については、県や国の判断が必要なため見送られた。

学用品の対応 被害世帯の小学生262人、中学生117人に対しては、11月11日から26日まで、高校生については11日に教科書、学用品を支給した。

焼跡の整理作業 火災から一夜明けた10月30日、おびただしいガレキの山が焼跡に残された。災害対策本部では、被災地の道路確保が優先と判断し、出勤中の陸上自衛隊に対し道路の啓開作業を要請した。しかし、おびただしい量のガレキであり、その廃棄場所の適地が確保できない状況では作業も滞りがちとなり、災害対策本部の関係者は大変苦慮した。



写真4 - 6 11月3日の中町2丁目地内のアーケードの惨状（酒田市提供）

幸い、隣接する飽海郡遊佐町の厚意により、遊佐町内の河川の砂利採取跡地に搬入することが決定し、11月5日まで延べ1,334台の自衛隊車両が休みもなく被災地内を走り回り、延べ1万2,500人を動員して2万2,718 m^3 のガレキを1週間で整理し、被災住民に力強い立ち上がりの意欲を与えた。

さらに、自衛隊は、11月6日より15日まで酒田市の委託により、有償で作業の延長にあたり、献身的な消防団員の協力も含め、約9,000 m^3 のガレキの撤去作業を行った結果、被災後2週間ほどで被災地は見違えるようにきれいになった。

その後、11月16日から12月8日まで、焼ビルや半焼状態の土蔵の撤去、鉄骨の解体のガレキの搬出に酒田市内の建設業者が活躍し、ガレキの運搬に動員された車両は、自衛隊車両も含めて、延べ2,765台、運搬量は約7万3,000 m^3 で約8,000万円の費用に達した。

また、集められたガレキは、くず鉄とトタン類に分類され、廃品業者に払い下げられ、くず鉄1,207トンで1,650万4,990円、トタン類687トンで255万4,890円となり、合計1,905万9,880円となった。

11月16日朝、陸上自衛隊の帰隊式が酒田市役所前で行われ、自衛隊とともにガレキの搬送に従事した山形県建設業協会酒田支部の会員や数百人を超す被災市民が集まり、自衛隊員に対し感謝の拍手を送りながら見送った。



写真 4 - 7 自衛隊・消防団によるガレキの撤去（酒田市提供）

災害対策本部の広報活動 火災発生後、親類縁者を頼ったりしてちりぢりに避難した被災者や市民に対して、いかにして正確にそして迅速に火災後の情報を提供するかに苦慮した災害対策本部では、とりあえず山形新聞社の協力を得て11月1日、2日の朝刊に「広報さかた災害速報」を掲載した。第3号以降は酒田市内の新聞販売店の好意により、随時新聞折り込みで発行し、1976（昭和51）年12月30日まで30号を発行した。また、市外に避難した被災者には郵送で配布された。

この速報告知版は、被災者のみならず、多くの市民から好評を受け、当時の山形新聞紙上で酒田市大火に関する座談会で、山形県総合開発審議会の会長をしていた伊藤善市教授（現東京女子大学名誉教授）は、酒田市が次々発行した災害速報について、「手ぎわよく正確な情報を伝えた速報は、どれだけ被災者を安心させたことか。まさに、酒田市のヒットである」と評価している。また、雑誌『暮らしの手帖』第46号では、月2回発行の「広報さかた」は臨時に「災害速報」を発行し、「被災者の生活に密着した情報を事細かく提供し、おかげでこんな時にありがちなデマでまどわされることはなかった。」と記している。

このように、災害速報として大きな役割を果たした紙面は、1977（昭和52）年1月発行分から復興への願いを込め「広報さかた復興速報」として翌年2月25日発行の第25号まで継続された。

救援物資と義援金 火災直後の10月30日から被災した市民に対する救援物資や義援金が届けられ、救援物資の配分については、集積場所となった酒田市中央公民館体育館において、10月31日から行われ、その後、随時配分されることになった。

救援物資は、衣料品を中心に食器類や日用品、食料品など多岐にわたり、中には新品の訪問着セットまであった。この訪問着セットは、11月14日に届けられ、係員が開封したところ、あでやかな浅黄色の新品の訪問着セットが入っていた。現場から報告を受けた災害対策本部では驚き、早速、災害速報第14号紙上において「被災された方でお嫁に行く方に差し上げます。」と募集したところ6名の応募者があり、抽選で1名の方に差し上げた。この話は早速マスコミに取り上げられ、暗い話題しかなかった市民にとって明るい話題を提供することとなった。最終的に救援物資については、食糧・衣服、日用品など総計7万111個とトラック8台となった。



写真4 - 8 寄せられた救援物資の山（酒田市提供）

金銭面では、10月31日から11月12日かけて、酒田市から1世帯あたり1万円の見舞金と3千円の日用品代が支給されるとともに、11月11日と12日には、全焼世帯に10万円、半焼世帯に5万円の激励金と被災世帯一律3万円の義援金が支給された。その後、11月24日には、店舗等に対して1件あたり5万円、11月25日と26日には、第2回目の義援金として1人3万円、12月9日には立ち上がり激励金として店舗等に対し1件あたり5万円が支給された。更に、12月10日、11日には、社会福祉協議会より1人3千円、1世帯5千円、12月23日には3回目の義援金として1人3万円が支給された。また、52年3月23日には、第4回目として1人3万円の義援金と1世帯4万円の見舞金が支給されるとともに、29日には、店舗等に対し、1件あたり4万円の見舞金が支給されるなど、1976（昭和51）年度末までに社会福祉協議会や児童生徒に対する見舞金として支給された金額を含め総額5億80,63万4,713円が支給され、最終的に、復興経費充当額や積立利息を含めた義援金の総額は8億46,12万9,388円となった。



写真 4 - 9 義援金の交付（酒田市提供）

火災直後の市民生活 火災後の市民生活は、被災した市民や被災しなかった市民を含め、非常に暗澹たる空気の中で始まった。

まず、被災者の多くは、まだ煙がくすぶる火災現場の中で、自宅や店舗の状況を確認しようと親戚や知人とともに呆然と立ちすくんでいる有様で、中には目頭を押さえている人や号泣している人も見受けられた。また、黙々と自宅や店舗のあった場所に立札を立て、避難先の住所や電話番号を書き込んでいる人も多く見られた。

市災害対策本部では、被災市民の緊急相談に備えて、10月31日から市役所ロビーに各種相談所を開設し、関係官庁や保険会社による相談業務を開始した。そこには多くに被災市民が訪れ、火災保険や税金、雇用保険や国民年金などの相談や当面の住居に関する相談、被災地に家をすぐ建てられないのかなどの相談が相次ぎ混乱を極めた。

特に、被災した市民からは、災害対策本部に対していつまでも避難所や親戚縁者にも頼られないので、仮設住宅を早急に建設するよう要望が出され、10月31日までには252世帯から申し込みが出された。

応急仮設住宅は、当初、被災世帯の3分の1にあたる300戸を目標として計画され、比較的面積も広く、すぐ着工できる場所を選定して検討されたが、できるだけ被災地に近い場所をという被災者の要望により、中央公民館グラウンド、市立浜田小学校グラウンド、市立若浜小学校グラウンド、藤井康夫氏宅地、県立酒田技術専門学校グラウンド、公共下水道終末処理場予定地の6か所に分散してプレハブ住宅を建設することになった。

この住宅は、1棟に5世帯が入れる棟割タイプで、1戸の広さが8畳から10畳で台所とトイレが付き風呂は共同浴場というもので、10月31日夕方までには各工事現場に建築資材が搬入さ

れ、11月1日から工事が始まり、11月15日までには、中央公民館グランド54戸、浜田小学校グランド23戸が完成し、11月22日から入居が始まった。また、12月3日には、若浜小学校グランド22戸、藤井氏宅地29戸、県立酒田技術専門学校グランド20戸、12月20日には終末処理場用地50戸が完成し、それぞれ入居が始まり、年末を控え、一家団らんが過ごせる被災者にはうれしい我が家となった。



写真 4 - 10 応急仮設住宅の設置（酒田市提供）

一方、山形県及び酒田市がそれぞれ1976（昭和51）年度事業で若宮町、光ヶ丘2丁目に建設していた一般公営住宅アパートを災害公営住宅アパートに切り替え、入居者を募集し、12月28日までに県営アパートに24戸、昭和52年1月1日には市営アパートに48戸が入居するとともに、光ヶ丘2丁目アパートにも40戸が入居し、冬期間を我家で暮らせる状況となった。

また、中町銀座通りを中心に、中心商店街の受けた損害が余りにも大きく、被災していない市民にとっても購買活動に不便をきたし生活に影響を受けることとなった。

被災した小売店舗は263店、これに飲食、サービスを加えた被災店舗数は518店に達し、年末を前にして焼け出された被災店主らは、復興の第1歩は営業の再開だとし、直ちに仮設店舗の建設に立ち上がった。しかし、焼跡に個々に店舗を建設することは、次章で詳しく述べるように市が打ち出した復興計画の推進に大きな支障をきたす恐れがあるという難問が持ち上がった。

そこで、市は酒田商工会議所と協議して協同仮設店舗を建設することにし、その建設場所の選定に入り、最終的には復興計画に支障のない旧柳小路や浜町通り、海晏寺坂、本町市役所前を指定し、これらの用地に間口3間（約5.45m）奥行き2間（約3.64m）の店舗250店を建てることにし、11月11日、酒田商工会議所は山形県に対し建築確認申請を提出し、翌12日には許可があり、その日から酒田建設業協会の手で工事が着工された。

その間、協同店舗の場所の割当ても、立地条件のよいところに希望者が殺到し、旧柳小路の122店舗、本町市役所前の9店舗は、第1回目の抽選が11月15日、第2回目の抽選が11月19日に行われ、11月29日には契約を行い、引き渡しを行った。



写真4 - 11 柳小路仮設店舗の設置（酒田市提供）

一方、浜町通りの58店舗については、町内商店街で場所を決め、12月10日に契約、引き渡しを行い、早速年末から年始にかけての営業に入った。その他の仮設店舗も次々と開店し、被災商店は問屋やメーカーの協力を得ながら狭いながらの歳末商戦に入り、仮設店舗には、古くから常連のお客さんや市民が訪れ、いつもと同じような歳末の雰囲気を取り戻しはじめ、ようやく市民生活にも明るさが見られるようになった。

第3章 大火復興への歩み

1 復興への序章

10月30日午前5時、12時間に及ぶ火災は鎮火し、一息つく間もなく市災害対策本部は建設部都市計画課に対して復興計画の策定を指示した。同日、建設省（現国土交通省）では、中野技術参事官（当時）を中心に、酒田市大火について山形県建設部都市計画課の本田課長（当時）と連絡をとりながら、都市局で緊急の局議が開催され、技術陣の酒田市派遣を決定し、区画整理課金子専門官（当時）、都市計画課鳥居係長（当時）、街路課都原^{とばら}係長（当時）、区画整理課大屋建築係長（当時）の4名は、午後3時過ぎの特急列車に飛び乗り上野駅を出発した。

一行は午後9時過ぎに酒田駅に到着し、残火が燃える被災地を通して市役所に到着し、休む暇もなく酒田市から火災の状況説明を受け、翌日からの作業日程を協議した。

明けて10月31日の早朝から、建設省、山形県、山形県庄内支庁建設部、酒田市等により、国・県・市が一体となったプロジェクトチームが結成され、火災復興のための都市計画づくりが開始された。

計画策定の手順として、酒田市の都市計画の現状や将来目標、市の振興計画等上位の計画との整合性、被災地の土地利用を検討しながら、計画案の策定においては、「防災都市づくり」を基本コンセプトに近代的な魅力ある商店街づくりと住みよい住宅環境づくりを柱とした。

酒田市は、大火復興を土地区画整理事業で実施することを既に固め、復興計画そのものも区画整理事業を念頭に置いて進められた。また、将来におけるモータリゼーションを勘案しながら、庄内地区総合交通計画委員会の中間報告を参考に都市計画道路の見直しを検討し、大屋、鳥居両係長は自ら計画の線引きを開始した。

一方、都原係長を中心に、借家法や建築基準法による手続きや区画整理授業の法的手続きと作業の流れについて調査を進め、防災都市づくりのための計画概要は11月1日深夜にその原案がほぼ完成した。

土地区画整理事業を中心とした復興計画の原案は、11月4日に開催された酒田市都市計画審議会の了承を得たあと、一週間後の11月9日、広報さかた災害速報第9号で市民に公表された。わずか8日間で策定されたこの原案は、「防災都市の建設」を柱に、「将来における交通量の増加に対応した幹線道路の整備」、「近代的な魅力ある商店街づくり」、「住宅地の生活環境の改善と整備」、「商店街と住宅街との有機的結びつき」の4点を骨子とし、二度と災害を繰り返さないと決意した市民の願いに沿うものであり、概要は次のようなものであった。

1．将来における交通量の増加に対応した幹線道路の整備

復興計画の基本となる幹線道路については、関係者の間で将来の交通量を予測する連日の議論が展開され、最終的に山形県庄内地区総合交通計画調査委員会がまとめた中間報告を採用し基本的な検討を行うたたき台とした。

この中間報告書では、国道7号の年間交通量は1974年（昭和49年）で1万台から1万7,000台であるのに対し、1985年（昭和60年）では1万5,000台から5万4,000台となり、駅前通り、あきたまち秋田町通り、はままち浜町通りの市内幹線道路における交通量は、現在量より1.5倍から3倍近くに増大し、各路線とも1日1万台から1万7,000台と予測された。

このため、重要幹線は片側2車線の計4車線に拡幅することになり、その幅員も現在の8mないし15mから25m以上となった。更に、浜町通りなどは、商店街としての機能を持たせるため、歩道と植樹そして防災空間上の必要性から幅員32mとして位置づけられた。また、住宅地域の幹線道路として、新井田川右岸堤防上を南北に貫通する幅員12mの都市計画道路を設定した。

2．商店街の振興と住環境の整備

被災地の多くは、酒田市の商業区域を形成する中心的な繁華街であった。そこで、酒田随一の基幹商店街にふさわしい魅力的な近代的商店街づくりの軸として考えられたのが、中町通り、内匠町通りに計画された幅員12mのショッピングモール（歩行者専用道路）である。この歩行者専用道路は、浜町通りを地下道で横断し、新井田町に計画された歩行者専用道路（幅員8m）や各種公園と連絡し、更に新井田川に架橋して東栄町方面の新興住宅街と直結するものであった。これら3本の歩行者専用道路は、自動車優先の社会からの脱却を図り、非常時以外はすべての自動車を排除し、普段は買物や通勤通学、自転車道路として利用され、安全で快適な都市環境を生み出そうとするものであった。

特に、この道路計画について配慮されたものは、商店街のサービス道路の新設であった。通過交通を排除するため、従来の十字路型交通網を整理し、T字型及びコ字型道路網の整備。すべての宅地を公道に面するようにする。酒田市特有の冬期間における北西風を考慮し、住宅地の道路は南北方向を主軸とすることなどが盛り込まれた。

3．緑と都市空間の確保

都市緑地、駐車場等の都市空間、木々が密集する社寺用地等が防災に果たした役割については、酒田市大火の焼け止まりラインを見れば議論の余地はない。また、酒田市における都市公園の数と面積は他都市に劣るものではないが、その大部分は市街地周辺に偏在しており、ひよりやまこうえん日和山公園を除けば市街地の中心部には公園らしい公園はなかった。そこで、復興計画ではこの点を重要視し、被災地域を3ブロックに分け5カ所の公園を配置し、各公園は歩行者専用道路と連結して市民の利便を図り、かつ防災上の都市空間となるよう計画され、中町に配置する公園は商店街の広場というだけでなく、市民の憩いの場としての大きな使命を与えられた。そして、市民がそこに集い、ショッピングを楽しむとともに、イベント広場としても活用できるよう配慮された。また、一番町の公園については、設置が計画されている市立資料館用地と一体化した都市緑地として、新井田町に設置する公園は、子どもの遊びや高齢者の憩いの場所として活用できるよう配慮された。

このように、市民生活や魅力ある商店街の再生に向けた基本的なコンセプトはできあがったが、火災に強い街づくりをいかに進めていくかが次の課題となった。

酒田市の都市計画では、これまで防火地域の指定地域はなく、1952（昭和27）年に市内の商業地域を主体として約86haを準防火地域に指定していたにすぎなかった。

そこで、酒田地区消防組合消防本部を中心にその見直しを検討した結果、年間を通した風向、消火用水利の配置状況、延焼防止のための都市施設の配置等を考慮し、国鉄（当時）の臨港線^{りんこうせん}と新井田川に囲まれた旧市街地のほぼ全域にあたる約248haに拡大して大幅な変更を行うことにした。

防火地域の新設については、慎重な議論が必要であった。その理由として、防災都市づくりの主体は、道路、広場、公園等の都市空間の確保と不燃建築の推進、防火建築帯の設置により達成されるものであるが、防火地域の指定を一步間違えば、市民の経済的負担が増加し、不燃建築が極めて困難となる可能性がある。防災に限定して考えれば、防火地域はできるだけ広範囲に、しかも主要な道路で囲まれた部分を指定すれば効果が増大するが、被災したばかりの市民に対して耐火建築しか許可できないという状況になれば、市民の金銭的負担が増大し、建築することすらままならないということになりかねないことに災害対策本部は悩んだ。

防火地域等の指定がなくとも、市民の協力によって不燃建築をつくることができれば、防災都市としての目的を達成することができるが、それを期待することはこの時点では無理であった。また、指定が遅れることによって、法律的に抑制できない木造建築の乱立につながることになる。仮にそのようになれば、防災都市づくりが第1歩で頓挫し、再び災害の起こらない街づくりに向けた都市計画プランは絵に描いた餅に等しいことになりかねなかった。

広範囲にわたる地域指定を要望する消防サイド、法を守ることを主張する建築サイド、防災都市づくりを目指す都市計画サイドの意見はゴールは同じでも、行政的な立場からそれぞれの主張は異なったが、山形県の見解も取り入れ、また、関係機関の提言も十分に配慮し、必要最小限の区域とすることで意見がまとまった。

具体的には、中町商店街の東西に幅約70m、長さ450m、浜町地区に幅62m、長さ350mのT型の防火地域が指定され、さらに、被災地域の用途地域についても地区住民の意見を尊重しながら見直しを進め、大きく分けて西側の商業地域、東側の住居地域と二分されるが、住居地域と商業地域の混在を避けるため、新たに近隣商業地域を設定する等、住民の土地利用上の利便も考慮されたものとなり、12月1日及び12月19日発行の広報さかた災害速報第20号及び第28号で区画整理事業の具体的な区域と用途区域を公表した。

こうして、火災発生から51日という異例の早さで新生酒田市復興のための設計図が完成したのである。

2 困難を極めた区画整理事業

火災鎮火から51日間という異例の早さで策定された復興計画を現実の物にし、被災住民の一日も早い生活再建を願う復興作業を進める上で急を要するものに区画整理事業があった。

法律的に1976（昭和51）年12月29日までは建築を制限できるが、その後は法的に抑制することはできなかった。そこで、区画整理事業の事業認可の目標を12月29日とし、活動に入った。一刻も早く作業を進めるには、大勢の力を結集する必要があり、建設省の指導も得て計画班、用地買収班、住宅PR班、建物整備計画班に区分したプロジェクトチームを編成し作業に入った。

市都市計画課職員で編成された計画班では、11月6日、山形市建設部の協力を得て、仮設店舗用地の選定、用地買収の打ち合わせ、住民に対する復興事業説明会、図面作成、施工区域内の立ち会い及び測量、地下埋設物の打ち合わせ、建築物整備計画との調整、建物補償の概算見積り、事業計画書の作成などの検討に入った。

12月28日に事業認可を受けるためには、11月25日まで必要な事業計画書について県、国と最終協議を終え、市民に対して計画内容を縦覧させる必要があり、県、県庄内支庁や地元の土地区画整理協会及び設計監理協会の支援を受け作業は進み、11月27日から市民に対する計画概要の縦覧が行われた。

主な内容として、

施 工 者	山形県
施工面積	31.9ha
施工期間	昭和51年から55年度
総事業費	4,014,000千円
減 歩 率	13.05%
施行前後地積	施行前31万9,424m ² 施行後31万9,424m ²

などであった。

一方、用地班は、11月6日の災害速報で市民に復興計画概要が公表されたのを受け、被災者の減歩率を12%程度に抑えることが急務となった。被災地の用地買収は、事業を進める上で重要なキーポイントであり、市各部より臨時に編成された20名の職員により、市開発公社が中心となって1万6,400m²の用地買収を12月中旬まで完了させるべく土地提供者を訪れた。

また、酒田税務署と緊密な連携をとりながら、土地提供者に対する租税特別措置法の適用による特別控除や代替地提供者に対する特別控除など優遇措置があるので、被災者の足下を見透かす土地ブローカーに用心するよう協力を求めた。

用地買収は当初悲観的な状況にあった。その理由として、「市で買い上げる土地単価が住宅地では安い」、「代替地が遠く不便である」、「被災者が要望する国道7号バイパス内側の土地が高く手が出せない」などがあり、11月末まで買収率は30%程度であった。そこで、山形県は不動産業者に対して自粛を申し入れるとともに、酒田市は地元土地区画整理組合連合会に代替地の

早期提供を要望し、開発公社が所有する宅地も被災者に提供することとした。また、買収単価も不動産鑑定士による鑑定価格を参考に、市の土地評価委員会の適正な価格を算定し市民の理解に努めた結果、12月中旬には60%を確保することができた。しかし、買収地の多くが一番町、新井田町に偏ってしまったため、全地域が平均して買収できないと、換地上のアンバランスが生じ、各地区ごとの減歩が大きく変化する恐れが出てきた。



写真 4 - 12 区画整理事業個別相談会（酒田市提供）

酒田市では、12月12日の広報さかた災害速報で商業地域の地権者に対し土地の提供を強く要望したが、商店街の一等地を手放そうとする地権者は極めて少なかった。そして、最後の呼びかけとして、二番町の愛宕神社、中町1丁目の天満宮、その他多くの社寺用地、駐車場用地等の地権者の協力を求めた結果、大口の土地提供者もあり、目標である1万6,000㎡の用地買収の目途がついた。

最終的に、用地買収は目標を大きく上回り、2万4,000㎡に迫った。また、当初9億円と予定された用地買収費も、減価補償金充当分が1万9,000㎡で12億3,000万円、その他酒田市が公益施設、過小宅地の減歩緩和予定地、消防施設用地、その他公共用地として確保したものが5,700㎡で4億円となり、減歩率も12.4%引き下げられるところまできた。

住民へのPR班では、被災者に対する的確な情報提供と復興計画を担う区画整理事業に関する様々な情報を広報さかた災害復興速報で伝えた。

11月9日発行の第9号では、「防災と住みよい緑のまちづくり」を進めるための防災復興都市計画に至る経過と原案の内容、今後の進め方、縦覧と意見書の提出等を詳細に報じ、復興区画整理相談所の開設等を伝えた。

11月13日発行の第12号からは、各所で開催が始まった説明会や個人相談所を通して、被災住民が何を第一に希望しているか、また何に迷っているのかなどに答えるための「復興区画整理一問一答欄」が紙面の多くを占めるようになった。初期段階では、主に用地買収、防火地域、用途地域、借地借家、土地台帳と地積、減税、減歩、道路計画、建物補償などに集中し、12月に入ると仮換地の時期、権利の申告、用地買収の期限などの内容となり、復興事業の進捗に伴い、多様化する被災者の問題点を次々と浮き彫りにした。

年も改まった1977（昭和52）年1月8日の広報さかた復興速報第1号では、土地区画整理審議会関係の内容を報じ、1月15日の第2号では、民意を反映し大幅に修正された事業計画の変更内容を告示した。やがて、1月末ごろからは、換地問題に移行し、審議会や評価委員会の内容が主体となり、また、仮換地前の整地作業と道路築造計画の概要、地権者の同意に関する内容も目立つようになった。



写真4 - 13 区画整理事業住民説明会（酒田市提供）

さらに、建築物整備計画班では、区画整理事業で整備される市街地形態に調和した近代的な街づくりを進めるため、建築物に係る基本計画の策定に入った。全被災地の復興マスタープランを策定することが目的であり、全国市街地再開発協会に「酒田市市街地再開発事業調査計画委員会」を設け、商業施設の将来予測、商業ゾーンの駐車場関係、建築物計画、用途別構成の検討を行い、12月27日に「市街地再開発計画試案」が被災者に説明された。

内容として、商業施設の将来予測では、経済予測を名目14%、実質4%成長を基準とし、酒田市の人口フレームを13から14万人とした場合の全購買人口を17万4,000人と推定し、被災地域に復興される各業種別商店規模を小売商で4万6,100㎡、飲食業で5,400㎡、サービス業で9,200㎡と予測した。

商業ゾーンの駐車場規模については、店舗面積100㎡当たり1台とすると1975（昭和50）年で800台、1985（昭和60）年で1,000台となり、焼失前の駐車台数の倍増計画が必要となること等を明らかにした。

これらを踏まえて、1月末から8地区の商店街ごとに勉強会が開催され、それぞれの商店街で熱心な協議が続けられ、新しい商店街の形成は、共同店舗方式が好ましいと判断する事業主が多くなった。しかし、その開発方法が大型店舗による再開発事業か組合又は共同によるミニ開発事業、高度化事業としての小売商業店舗共同化などが、仮換地の指定とともにまとまりのついた区域から始められることとなった。

このように、困難を極めた区画整理事業計画は、いよいよ次の過程へと進む復興体制づくりに向かって動き始めた。

3 本格的な復興へ

困難を極めた区画整理事業計画の策定と平行して酒田市では、復興の大きな鍵となる区画整理事業の事業主体を誰にするかという壁につきあたった。

1976（昭和51）年11月18日に開催された酒田市臨時市議会は、火災復興の区画整理事業の山形県施工を要望する県知事宛の意見書を満場一致で可決した。区画整理事業は、市町村が主体となって施工するのが原則であるが、財政面でも組織面でも酒田市の能力をはるかに超えるものであることがその理由であった。

11月22日、当時の板垣清一郎山形県知事は記者会見の席上で、酒田市の要望を受け入れ、山形県が事業主体となる考えを明らかにし、12月1日、山形県酒田火災復興建設事務所が酒田市中央公民館に開設された。復興建設事務所は、事業実施の中核を担うもので、所長に山形県都市計画課の田中清右衛門技術補佐が就任し、ここに県・市一体となった体制が発足した。

また、これとは別に酒田市においても機構改変を行い、都市計画課内に復興建設係を新設し、一連の復興相談と県事務所との連絡役にあたるセクションをつくった。

復興事務所は息つく暇もなく問題解決に取り組み始め、この時期最も緊急性の高い作業として、用地の買収と正確な道路計画を進めるための測量をどのように実施するかであった。

1977（昭和52）年1月2日、正月休みも返上し、折からの視界10から20mという地吹雪の中で現地測量が再開され、道路の中心を決定する杭打ち作業が進められた。しかし、測量作業と諸物件の細部調査が進むにつれ、古井戸や穴蔵、そして地下室や浄化槽などの地下埋設物が意外に多いことが判明した。

また、民意を反映させた区画整理事業計画の変更で、落ち着きを取り戻した被災者の関心は換地計画に集中し、復興建設事務所は換地に対する基本的な理解を深めるため、1月23日から市と合同の説明会を開催し、整地作業への被災者の理解と同意を求めた。更に説明会では同意

書を準備し、各自治会単位に地権者の同意書とりまとめを要請したが、地下埋設物の補償問題ともからんで予定した同意は得られなかった。そこで、酒田市は1月23日と30日に発行された復興速報の紙上において、地権者の理解と同意書の必要性を訴えた。その結果、整地工事の具体的な設計概要が示されると、困難と予測した同意書も90%を超し、2月23日には、吹雪が舞う被災地で質素な神事が行われた。



写真4-14 がれき撤去が終わった被災地（酒田市提供）

復興への第1歩となる整地作業は、^{かいあんじざか}海晏寺坂や^{たくみまち}内匠町通り東端の天満宮、愛宕社付近の丘陵地の切り下げ、そして低地の盛土等を組み合わせた整地工事が本格的に始動した。

一方、土地区画整理事業を民主的に進め、仮換地を決めるために重要な土地区画整理審議会委員の選挙が行われることになった。審議会委員は事業を進める施行者である山形県の補助機関として設置されたもので、総数は10名で、8名は事業地内の地権者と申告による借地権者の中から選ばれ、2名は学識経験者であった。2月13日に選挙が行われ、予備委員も含め9名の委員が確定した。

2月19日、第1回の評価委員会が開催されて土地評価基準案げ原案どおり了承され、2月21日に開催された第2回審議会には選挙で選出された委員が初めて出席し、換地計画に必要な換地設計基準案に同意した結果、直ちに仮換地作業に入り、2月28日には、原案をまとめ第3回審議会に諮問した。第3回審議会は全員が参加し、審議の席上、仮換地の図面発表前に、換地基準と評価基準について再確認するため、コンサルタントより具体的な例を示した説明を受け積極的な意見交換を行った。翌3月1日午前9時から審議が再開され、不換地住宅、特別の宅地に関する措置、過少宅地の緩和等の取り扱いを検討し、午前11時、待望の仮換地図面が張り出された。



図4 - 3 区画整理仮換地図

3月4日、住宅街の新井田町から仮換地案が供覧された。宅地の全部が公道に面するように整然と区画された図面が展示され、宅地位置、面積、減歩率が一目でわかるようになっていた。このようにして、3月7日まで各地区の供覧が行われ、847名の地権者に新しい宅地が原案として示された。同時に、復興建設事務所では、原案に意見のある地権者に対し、文書による意見の提出を求めた結果、全体の33%にあたる280件の意見書が出され、ある程度予測はしていたとはいえ大きな波乱を呼んだ。

3月10日に開催された市議会予算委員会でもこの問題が緊急質問という形で取り上げられ、翌11日開催の大火特別委員会協議会において、復興建設事務所の田中所長、児玉次長は、仮換地の供覧目的は指定ではなく、原案を住民に公開し判断の材料としたもので、問題点は修正可能なものは極力修正する方針であるとした。

3月10日以来、仮換地の修正作業が続き、ブロック別の地権者と協議の上、当時としては珍しいコンピュータを活用して調整し、再度地権者と協議して変更原案を作成する一方、問題の残る地権者との調整作業が続けられ、3月25日開催の第5回審議会までに158件が調整された。

4月19日、第6回審議会が開催された。第5回審議会以降の調整結果が報告され、特に、換地を修正する上での市有地の調整地としての活用については、従前の間口確保、店舗経営等により位置の変更について割込みに使用し宅地を整形、非災家屋の移転を参考にすること、小規模宅地の減歩率緩和、市有地との交換による換地位置の変更、を主体として調整を行った結果、17件の未調整を残すのみとなった。

5月7日に開催された第7回審議会では、未調整の仮換地に対するその後の経過報告、仮換地説明会の実施要領、仮換地指定準備作業、物件移転補償の基本的考え方を定めるため、学識経験者の意見聴取した報告を審議し原案に同意した。その後、仮換地予定地の説明会は5月9日から13日までに新井田町、一番町の25ブロック、27日から28日まで他のブロックで行われるとともに、5月20日には、酒田市の産土神である日枝神社の例大祭「酒田山王まつり」に合わ

せ、「酒田市大火復興祈願祭」が盛大に行われ、被災者を含めた数万人の市民が整地された焼け跡に集まって復興を祈願した。

6月9日に開催された第8回審議会は、第1回仮換地指定をめぐり熱のこもった討議を展開したが、全員一致で了承された。これを受け山形県では、6月10日付で各戸単位に指定通知書を発送し、6月25日より仮換地の指定と土地の使用収益権の開始を発効させた。

6月25日に指定を受けたのは一番町、新井田町内の19ブロック、3万5,386㎡で、仮換地区域の17.4%であった。これにより、本格的な住宅の建設が始まるとともに、第1回指定から始まった仮換地の指定は8月31日の第4回指定によりすべて終了し、新生酒田建設に向けた槌音が被災した住宅街各所に広がった。

しかし、その一方で、商店街の建設は複雑であった。大火によって焼失した商店街は、酒田市の繁華街であるばかりではなく、飽海郡地域の商店街や東田川郡北部地域の商店街を含め、その中心的な役割を持つ商店街であった。その商店街が一夜にして灰燼と化したため、商店街の復興が酒田市復興の成否を担う大きな鍵となった。約400戸の商店のうち、その半分以上は組合組織による商店街近代化事業によって復興を目指したが、高度化事業資金の融資が決まらないと再建のめどが立たないという状況であった。

被災直後、小規模な仮設店舗で営業を再開したが、売り上げの減少は予想以上にひどく、一刻も早い再建を切望したが、新しい商店街づくりは、個人プレーよりむしろ集団的な近代化が必要であった。そこで、酒田市は1977（昭和52）年4月、酒田商工会議所からの出向者を含め10名の職員体制による「酒田市商業地区復興事務所」を開設し、商店街の復興に向け動き出した。



写真 4 - 15 昭和52年10月初旬大通り仮設店舗と区画整理終了後の一番町（酒田市提供）

同時に、被災前8ブロックに分かれ、それぞれ独自の立場で活躍していた商店街は、近代化事業の推進を図るため、新たに中通り、たくみ通り、大通りの三つの振興組合に再編され、各振興組合は、それぞれの地域の特色を生かした新しい商店街づくりに向けての課題検討を始めた。

まず、各商店街に共通するコンセプトとして、ショッピングモールの総合的な活用、駐車場、自転車置場等の確保、防災上支障がないアーケードの設置、核店舗位置づけと回遊性の高い専門店の配置、土地の高度利用を図るための共同店舗の建設とし、それを基本にして先進地視察等を含め検討を始めたが、なかなか前に進むことができなかった。

特に、復興商店街へのアーケード建設の許可ができないという状況は、冬期間の風雪が強い商店街にとって死活問題であり、どのような方式が良いのか大議論となった。そこで、アーケードに代わるものとして、セットバック方式の導入が論点となった。

セットバック方式は、通りに面した店舗の1階部分を道路から一定距離後退させて建築する方法で、つまり2階部分が屋根がわりとなってアーケードのような役割を果たすという工法である。

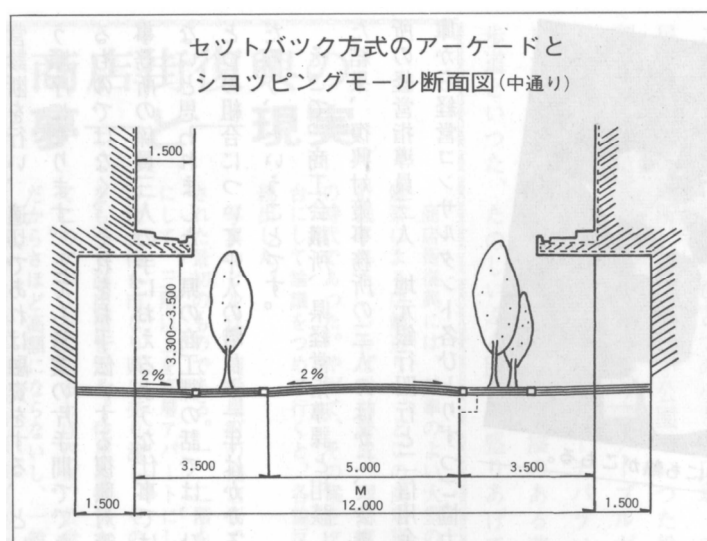


図4 - 4 セットバック説明図

しかし、セットバック方式は、商店経営の面から考えれば1階という店舗として最高の売場面積が縮小されるというデメリットとなり、買物客にしてみれば雨や雪に煩わされることなく買物が楽しめるというメリットとなることから、商店主の間では半年にわたって賛否両論の議論が展開された。しかし、快適な商店街をつくるという目標はどの店主も同じであり、振興組合の役員の努力により、中通りでは1階部分を市道から1.5m後退して建築し、庇を1.5m出すということとなり、計3mの歩道が確保できることになった。また、たくみ通りでも80cm後退して建築し、庇を1.5m出すことで2.3mの歩道が確保されることとなった。このようにして、

ようやく商店街の復興に向けた青写真が完成しつつあったが、商店街の近代化事業を進めていく上で最大の難関は商店街建設に向けた長期・低利の高度化資金の融資であった。

融資を受けるには、各商店の計画と商店街の計画が近代化事業にマッチするものでなければならず、店舗を単独で建設するか共同とするかを決める必要があった。しかし、単独にするか共同にするか決めかねる商店主が多く、商業地区復興事務所に相談に訪れる人数が日増しに多くなった。そこで、事務所では、建築費も安く売場面積も確保できる共同店舗が有利だとし、街ぐるみ共同店舗にしてはどうかという大胆な提案を行った。その結果、中通りでは11店舗で1棟、6店舗で1棟、5店舗で1棟、2店舗で2棟、たくみ通りでも4店舗で1棟、3店舗で1棟、2店舗で1棟、大通りでも2店舗で2棟の共同店舗の建築が決定された。

こうして建物の規模が決まったことで商店街の復興に向けた動きは加速し、予定よりわずかに遅れて1977（昭和52）年10月初旬から県や国の融資審査が断続的に行われ、翌年1月27日にはすべての審査が終了し、ほぼ同時に店舗の建設が始まった。中でも中通り商店街では、緑と買物の散歩道というスローガンをかけ、12mの市道と片側3mのセットバックを含め15m幅のスペースを活用し、S字状の曲線を持つ色彩豊かなカラー舗装の道路や酒田の風の特徴である夏の東風や冬季間の西風に配慮した植樹帯、そしてその間にはベンチやテーブルが置けるミニ公園的な空間を設けたほか、新しくつくられる中央公園と一体となったショッピングモールとなった。また、たくみ通りは飲食サービスや娯楽サービスの多い商店街と言うことで、街路灯が多く設置され、夜間でも明るく安心して買物や飲食が楽しめる街となった。1978（昭和53）年10月には、中通り、たくみ通り、大通りの各商店街は、大火から約2年という短い期間でほぼ復興を遂げた。

一方、近代化事業とともに、土地の高度利用、建物の共同化、公共的施設の整備を目的とした市街地再開発事業は、既にマスタープランによって位置づけられた大型店舗の配置にしたがって1977（昭和52）年春に始動した。マスタープランでは駅前地区との回遊性を高めるため、大型店舗をは仮換地27街区と5街区に位置づけられていた。しかし、地元を代表する大沼・清水屋の両デパートが、将来的に酒田市の商店街が必然的に東側に移動するとの観点から、両者とも大通りの32m道路沿いの27街区と42街区付近に進出すると発表した。

苦境に立ったのは古くから酒田の顔としての繁華街を持つ中町の商店街であった。マスコミも大型店舗の移転に伴い、中町商店街の格が下がると騒ぎ立てた。反対に喜んだのは浜町通りの商店街である。32m道路によって商店街が東西に分断される心配もあっただけに、願ってもない大型店舗の進出を歓迎し、商店街を中心に受入体制の準備を始めた。

事の重大さを危惧した中町商店街は、両デパートの進出がなければ県外資本の導入もやむなしと判断し、一致して再開発事業の準備に取り組むとともに、清水屋デパートに対し、5街区に戻ることを再考するよう要望した。このような背景の中で、1977（昭和52）年6月28日、清水屋デパートは浜町地区への進出を白紙撤回し、その後まもなく中町5街区への進出を決定した。

商店街の復興基盤となる大型店舗の一角が崩れた浜町商店街は、残っている大沼デパートの27街区定着を進めるべく地権者の説得にあたったが、同じ街区に換地された数名の在宅関係者の同意を得ることができず、9月末には、事実上、大沼デパートの進出を断念しなければならなくなった。その後、大沼デパートを核店舗とする再開発事業は南側の31街区に移ることになり、11月8日、酒田二番町市街地再開発準備組合が結成され、残された短い時間の中で、あらゆる可能性を追求すべく努力したが、権利調整作業に失敗し、翌年3月7日、準備組合は解散し、大沼デパートは酒田駅前地区への進出を決めた。

一方、老舗商店街としての意地を貫いた中町地区は、清水屋デパートの進出が決定したことに伴い、再開発事業に弾みがついた。1977(昭和52)年7月に入ると第5街区の地権者14名は、全員同意の上で事業計画を決定し、8月18日、異例の早さで第一種市街地再開発事業の認可を申請し、直ちに権利変換の具体的な取り決めに入り、核となる清水屋デパートと建設協力金、賃貸料のメドを確認しながら設計を進め、同年12月18日に起工式を行い建設に着手した。この大型店舗は、「酒田セントラルビル」として延面積2万㎡、33億円を投じて翌年10月に竣工した。また、5街区の北側にあたる4街区も共同店舗計画が具体化されたが、街区全体として再開発事業に踏み切ることは諸般の事情から少し無理があったため、促進区域の単位整備区域を5か所のブロックに細分化し、そのうち3ブロックが再開発事業に取り組み同年11月に竣工し、残る2ブロックもホテルを含む共同店舗として翌54年3月に竣工した。更に6街区では、小売店舗と立体駐車場を主体とする中町駐車ビルとして着工し、同年12月に竣工した。

そして、1979(昭和54)年3月末までには、酒田市の中心商店街はそのほとんどが復興し、同年5月19日、酒田大火復興式典が酒田市民会館において開催され、被災者を含む多くの市民の前で、当時の相馬大作酒田市長は声高らかに復興を宣言し、2年6か月という異例の早さで大火からの復興を成し遂げた。

第4章 復興後の防災対策と現況

1 大火後の防災対策

大火後、緑のある都市空間と不燃建築物による燃えない街づくりをコンセプトに火災の被災地は復興されたが、市中心部の被災地しなかった地域には、依然として古い木造建築を中心とする商店街と住宅街が残された。

市では、大火を教訓として火災に対する効果をあげるため、消防力の整備に着手した。大火時における酒田地区消防組合の消防車は、普通消防車 8 台、水槽付消防車 3 台、はしご車 1 台、普通化学車 1 台、泡放射砲車 1 台の計14台、人員172名であったが、1978（昭和53）年度から年次計画で消防車の更新を含め車両の増強や人員を増員し、29年後の2005（平成17）年度には、普通消防車10台、水槽付消防車 3 台、普通化学車 3 台、はしご車 1 台、高所放水車 1 台、大型化学車 1 台、泡原液搬送車 1 台、大型水槽車 1 台など計20台、人員215名となっている。

また、消防団においても、大火時はポンプ車15台、ポンプ積載車 3 台、小型可搬ポンプ107台、人員1,887名であったが、2005（平成17）年度では、ポンプ車12台、ポンプ積載車30台、小型可搬ポンプ69台となり、機動力を増強した団員の再配置を行い、人員1,219名となっている。

一方、大火時に消火用の水不足がクローズアップされたため、酒田市では消防水利の増強に着手した。大火が発生した1976（昭和51）年度における酒田市内の 1 基あたり20m³以上の防火貯水槽が351か所、消火栓が992か所であったが、大火後の1977（昭和52）年度から年次計画で増設を行い、1987（昭和62）年度までの10年間で防火貯水槽については80か所、消火栓については247か所の増設を行った。更に1997（平成 9）年度までの10年間では、防火貯水槽が84か所、消火栓が116か所増設された。2004（平成16）年度末には、防火貯水槽が555か所、消火栓が1,450か所となり、約30年間で防火貯水槽が204か所、消火栓458か所が増設され、酒田市内における火災時の水量不足をほぼカバーすることとなった。

2 新たな街づくりに生かされた大火後の区画整理

大火の後、酒田市の人口増に伴い、市街地東部の国道7号周辺で大規模土地区画整理事業が開始された。市では、開発業者等による小規模区画整理による住宅地の整備は、将来の都市計画を進める上で弊害を起こす可能性があるとの考えから、小規模開発は基本的には認めず、組合方式による大規模区画整理事業によって住宅地の整備を行うよう指導してきた。

この区画整理事業に際しては、大火時における緑のある都市空間と燃えない街づくりを進めるという基本コンセプトを踏襲し、公園や緑地などの都市空間の創設と幅員6mから12mの広い道路網の整備、そして防火水槽や消火栓の適正配置、第1種・第2種防火地域の指定を行うことなどで防火や防災対策に配慮した計画づくりを行い、大火から30年を経過した現在においても、すべての宅地が公道に面していることや緑地を兼ねた大規模公園の設置、また、住民の憩いの場となる公園などの公共空地の適正配置、40^m以上の貯水量のある防火水槽の設置など大火復興の大きな柱となった土地区画整理事業の理念は今でも受け継がれており、大火後にできた新しい街のすべてがこの理念に基づいて誕生している。

3 市民の防災意識の現状と将来への課題

酒田市大火から30年近い年月が経過し、市民の防災意識は大規模火災から大規模地震災害への対応にシフトしてきている。特に、1978（昭和53）年、地震予知連絡会が山形県から秋田県沖合にかけての海域に地震の空白域が存在する可能性があるとして特定観測地域に指定したことに伴い、市民の大きな関心事となり、大火復興も軌道に乗ったということで市民の目は地震災害に対する方向を向き始めた。

酒田市は、1894（明治27）年の庄内地震、大火の12年前に発生した1964（昭和39）年の新潟地震に遭遇し、地震災害の恐ろしさを目の当たりにしていることもあり、マスコミも大きく取り上げはしたもののやがて話題にものぼらなくなった。しかし、大火から17年後の1995（平成7）年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、市民の防災意識に大きな変化を与えることになる。

それまで、市民の多くは、防災といえば酒田市大火を教訓とした火災を出さないという防火意識の向上に偏っていた傾向があり、市の総合防災訓練や各自治会で行われる防災訓練も火災防ぎや消火訓練を中心としたものであった。

しかし、阪神・淡路大震災は、改めて地震災害の恐ろしさや怖さを市民に伝えることとなり、市民の防災意識は地震災害に対する対処へと一気に傾くこととなった。そして、1996（平成8）年度には、各小学校区を単位とするすべてのコミュニティ振興会内に自主防災組織が結成され、その連合組織である酒田市自主防災協議会が設立された。また、各自治会単位でも自主防災会が結成され始め、2004（平成16）年度末には、旧酒田市に330ある自治会のうち約6割にあたる

200自治会に自主防災会が結成され、現在も微増ではあるが組織化が進んでいる。更に、2005（平成17）年11月1日に合併した旧飽海郡八幡町、松山町、平田町においても9割以上の自治会で組織化が進んでおり、今後は全自治会で組織化できるよう働きかけを行っている。

このように、酒田市民の防災意識は、幾多の火災や地震災害を乗り越えてきたことで、他の地域と比較しても意識レベルは相当高いものと考えるが、この意識レベルを今後どのようにして維持していくことができるかが大きな課題となってくる。

そこで、意識レベルを維持していくためには、まず、行政が持つあらゆる防災関連情報やデータを住民に開示し、行政、市民が一体となって情報を共有することが第一であり、第二として、住民が何を知りたいのか、また、何をしたいのかをきっちりとリサーチし、それに応えることができる体制づくりが必要である。このため、住民と行政はあらゆる機会を捉え、互いに情報を交換しながら災害に立ち向かうための意識の高揚を図るとともに、住民一人一人が日頃から災害の恐ろしさ、怖さを自覚することで意識レベルの維持が図られるのではないだろうか。

【第4編第4章参考文献】

酒田市建設部、1977：『酒田大火記録と復興のあゆみ』。

消防庁消防研究所、1977：『酒田市大火の延焼情况等に関する調査報告書』。

科学技術庁研究調整局、1977：『酒田市大火に関する緊急調査報告書』。

（社）山形県建築士会、1978：『山形県建築士会誌』67号，酒田大火災害特集。

酒田市、1978：『酒田市大火の記録と復興への道』。